**整備基準見直しの方向性及び対応方針（案）**

資料３

**【見直しの視点】**

**・利用者、事業者双方にとって分かりやすいものであるか**

**・利用者に対し合理的配慮を欠いていないか**

**・事業者に対し過度の負担を課していないか**

１　整備基準の内容について

（１）福祉施設の区分について

【見直しの方向性】

・福祉施設の用途区分及び面積区分を見直す。

・上記の用途区分、面積区分ごとに、各整備項目の該当要否を見直す。

【背景】

　　・福祉施設は事前協議の件数が最も多く、整備基準遵守率は全体平均を下回る。

　　〔25年度：全体件数624件に対し224件、全体遵守率30％に対し24％〕

　　・福祉施設の不適合案件の多くは中小規模である。

〔25年度：約７割が1000㎡未満、うち約６割が500㎡未満〕

　　・福祉施設に該当するのは10もの法令に基づく「社会福祉施設」及び「これに類する施設」だが、種類や規模にかかわらず一律の整備基準が適用される。

【対応方針(案)】

　　①：施設の種類による区分を検討（例：入所・通所施設／介助あり・なし）

参考：商業施設は、「公益事業所」「金融機関」「物販店・飲食店等」の３区分

医療施設は、「無床診療所」「病院（及び有床診療所）」の２区分

②：面積による区分を検討（例：0～200㎡未満・200～500㎡未満・500㎡以上）

参考：物販店・飲食店等は、200～500㎡未満・500㎡以上で区分

　無床診療所は、500㎡未満・500㎡以上で区分

　興行・遊興施設は、300～1000㎡未満、1000㎡以上で区分

　　　共同住宅は、1000～2000㎡、2000㎡以上で区分

③：①（又は・及び）②ごとに整備項目の該当要否を検討

参考：200～500㎡未満の物販店・飲食店等、500㎡未満の無床診療所、300～1000㎡の興行･遊興施設は、ブロック、便所、出入口等の項目を一部緩和

（２）整備項目の内容について

　　ア　視覚障害者用設備（誘導ブロック・点字）について

　　　【見直しの方向性】

・誘導ブロックの敷設施設、敷設箇所を見直す。

・点字の設置施設、設置箇所を見直す。

　　　【背景】

　　　　・不適合案件で未整備割合が最も高いのは、視覚障害者用設備の項目。

〔25年度：下位５項目のうち４項目を占める〕

　　　　・誘導ブロックは視覚障害者が施設を安全、円滑に利用するため必要だが、車いす使用者や高齢者等には、ブロックの段差が危険となる場合がある。

　　　　・当事者団体（日盲連）は、学識者等を交えた検討の結果、屋内ブロックの高さを階段部等の危険箇所を除いて従来の半分（2.5mm）とすべきとの見解をまとめており、関係省庁への陳情活動などを行なっている。

　　　【対応方針(案)】

　　　　・誘導ブロックの敷設箇所（屋内or屋外）及び目的（誘導or注意喚起）等に応じて、規格や敷設方法等を見直す。

　　イ　便所について

　　　【見直しの方向性】

・便所の整備基準や設置要件について、みんなのトイレへの利用集中回避、機能分散の観点から検討を行う。

　　　【背景】

　　　　・「みんなのトイレ」に利用者が集中し、必要な方が利用できないケースが発生している。

　　　　・バリアフリー法の建築設計標準が改訂され、多機能便房への利用集中の回避や、機能分散の考え方が示されている。

　　　　・整備基準では、「みんなのトイレ」の他に、車いす使用者も利用できる「みんなのトイレ以外のトイレ」の整備を義務付けている。一部の小規模施設では「みんなのトイレ」の整備義務はないが、小規模施設では、こうした多機能便房を（複数）設置することが困難な場合も少なくない。

〔25年度：500㎡未満の不適合案件の５割強が「みんなのトイレ以外のトイレ」未整備〕

　　　【対応方針(案)】

　　　　・施設の面積に応じて、機能分散への誘導策を検討する。

　　　　　（例：一定規模以上の場合、車いす・オストメイト用設備を分散させる等）

　　　　・小規模施設における整備基準を見直す。（例：設置数、便房広さ等）

　　ウ　エレベーターについて

　　　【見直しの方向性】

・需要集中が想定される施設（運動施設、劇場等）について、かごの大きさや設置台数等の基準について検討を行う。

　　　【背景】

　　　　・東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの開催に伴い、県内の競技会場等に多くの観客が訪れることが予想される。

　　　　・東京オリンピック・パラリンピック「アクセシビリティ・ガイドライン（暫定基準）」では、競技会場等のエレベーター設置数や配置等を十分検討することを求めるとともに、ドアの幅（85cm以上）やかごの大きさ（170×150cm以上）等の基準を設けている。

　　　　・整備基準では、ドアの幅（80cm以上）やかごの大きさ（140×135cm以上）についての規定はあるが、設置数に関する規定は設けられていない。

　　　【対応方針(案)】

　　　　・対象施設の範囲を検討する。（施設全般か、一定の基準で線引きするか）

　　　　　→明文規定の必要性について検討する。

　　　　　　→「アクセシビリティ･ガイドライン」を参考に基準を見直す。

２　整備基準の運用について

（１）既存施設の扱いについて

　【見直しの方向性】

・小規模既存物件の増改築や用途変更における整備基準の適用要否等を見直す。

　【背景】

　　・既存施設の増改築や用途変更は、整備基準上は新築施設と同様の扱いであることや、法令上適合義務がないような事例も事前協議の対象となることから、特に小規模（500㎡未満）の事例で遵守率が低くなっている。

〔25年度：新築全体31%・同500㎡未満29％、既存全体26％・同500㎡未満19％〕

　【対応方針(案)】

　　・規模や構造等の問題により整備基準を遵守することが困難である場合には、整備基準に近づける工夫をする等の配慮を条件に、緩和措置（条例第13条）の適用を認める。

３　（不適合）施設の評価方法について

【見直しの方向性】

・事前協議結果が「不適合」の施設を評価する方法を検討する。

　【背景】

　　・必要な整備項目を全て満たさなければ事前協議の結果は「不適合」となる。

・「不適合」案件でも、必要とされる整備項目の充足状況は決して低くない。

　〔25年度：全体での充足率は７割強〕

　　・現状では、「不適合」という結果以外の物差しが存在しない。

　【対応方針(案)】

・事前協議の際に整備項目レベルの適否状況を把握し、数値化して指標とする。

（指標例：全体の達成率or項目別の達成率（「○○に優れた施設」的なもの））

・指標を表す標章等を作成し、希望者に対して交付する。

（標章例：全体版（格付表示等）or項目別版（例：みんなのトイレマーク））

（期待される効果）

対事業者：現状を認識してもらい、基準適合に向けた今後の努力を促す。

対利用者：指標を分かりやすい方法で示すことで、施設利用の一助とする。